

様式第10号 (第1次改正・一部、第10次改正・一部、第27次改正・一部、第34次改正・一部、第39次改正・一部、第42次改正・一部)

(特殊公務災害・国際緊急
援助活動特例災害関係)

障害補償年金請求書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

1号紙

		認定 番号				
地方公務員災害補償基金		支部長 殿		請求(申請)年月日 平成 年 月 日		
下記の障害補償年金 (障害特別支給金 障害特別援護金 障害特別給付金) を請求(申請)します。		請求(申請)者の 住 所 ふりがな 氏 名 個人番号				
1 被災職員に関する事項	所属団体名		所属部局名			
	氏名 年 月 日生(歳)		職 名		<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	
	負傷又は 発病の年月日 平成 年 月 日		治癒年月日 平成 年 月 日			
2 障害の部位及びその程度						
3 既存障害とその程度						
4 障害等級		第 級 号				
5 障害補償年金請求金額		(平均給与額) (日数) (1+割増率) 円 × × (1 + $\frac{\quad}{100}$) = 円				
6 他法年金の受給関係		<input type="checkbox"/> の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。				
7 障害特別支給金申請金額等 障害特別援護金		障害特別支給金 円 ; 傷病特別支給金 <input type="checkbox"/> 有 障害特別援護金 円 ; の受給の有無 <input type="checkbox"/> 無				
8 障害特別給付金申請金額の 計算		(平均給与額) (日数) (1+割増率) (A) 円 × × (1 + $\frac{\quad}{100}$) × $\frac{20}{100}$ = 円				
		(日数) (B) 1,500,000円 × $\frac{\quad}{365}$ = 円				
9 障害特別給付金申請金額		円				
10 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	銀行	支店	* 年金決定年額	法律30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 円
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金			* 特別支給金決定金額	円
		口座番号			* 特別援護金決定金額	円
		預金名義者			* 特別給付金決定金額	円
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行	支店	* 通知	平成 年 月 日
その他				* 年金証書の番号	第 号	
* 受理	平成 年 月 日			* 年金支給開始年月	平成 年 月	
* 障害等級	第 級 号			* 特別支給金 特別援護金の支払	平成 年 月 日	
特殊公務災害 * 国際緊急援助 活動特例災害	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当					

[注意事項] 裏面参照。

〔注意事項〕

- 1 この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償年金、障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。
- 2 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 3 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。
- 4 「3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 5 「5 障害補償年金請求金額」の欄の割増率は、障害等級第1級の場合は $\frac{40}{100}$ 、第2級の場合は $\frac{45}{100}$ 、第3級以下の場合は $\frac{50}{100}$ であること。
- 6 「6 他法年金の受給関係」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
- 7 「7 障害特別支給金 申請金額等 障害特別援護金」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」の項は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。
- 8 「8 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の割増率は、4の例により記入すること。なお、令第1条職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。
- 9 「9 障害特別給付金申請金額」の欄には、「8 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額（(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額）を記入すること。
- 10 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 11 この請求書には、災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。
- 12 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。